

枚方子どもいきいき広場事業補助金交付要綱

制定 平成 27 年 3 月 31 日枚方市要綱第 21 号
最終改正 平成 30 年 10 月 18 日枚方市要綱第 71 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則(昭和40年枚方市規則第30号)の規定に基づき、枚方子どもいきいき広場事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、これからの時代を担う児童の生きる力を育むとともに、その健全な育成を図ることとする。

(補助金の交付の対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、枚方子どもいきいき広場事業実施団体とする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、枚方子どもいきいき広場事業実施団体が実施する事業で、次に掲げる要件の全てを満たすものとして市長の認定を受けたものとする。

(1) 当該事業の内容が、次のいずれかに該当し、当該事業の対象者がその学年にかかわらず無理なく参加できるものであること。

イ スポーツ、工作、音楽鑑賞又は伝承遊び

ロ 自然観察その他の体験学習

ハ 自学自習力支援システムを活用した学習

ニ その他児童の健全な育成に資するものとして市長が適当と認める内容

(2) 当該事業の対象者が、当該事業を実施しようとする枚方市立小学校に在籍し、又はその小学校区に在住する小学生であること。

(3) 当該事業の実施日が、土曜日(当該事業を実施しようとする枚方市立小学校の休業日に限る。)を基本とする日であり、その日数が、1月につき1日以上で、かつ、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日数であること。ただし、災害その他やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

イ ロ以外の場合 1年度につき12日以上で、かつ、当該年度の土曜日の日数以下であること。

ロ 年度の途中に市長の認定を受けた枚方子どもいきいき広場事業実施団体の場合 当該事業を開始する日の属する月から当該月以後の最初の3月までの月数と同じ日数以上で、かつ、当該月から当該月以後の最初の3月までの土曜日の日数以下であること。

(4) 当該事業の実施時間が、1日につき2時間以上であること。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の種別は、基準額、活動実績による加算額及び障害のある児童の活動を支援するた

めに配置するサポーターに係る加算額とする。

- 2 補助金（基準額及び活動実績による加算額に限る。）の額は、次項及び第4項の規定により算定した額の合計額を限度として、補助対象事業に要した経費の額に相当する額とする。ただし、災害その他やむを得ない理由で事業が実施できなかった日がある場合は、当該額に、1日当たり当該実施できなかった事業に係る経費の合計額と20,000円とを比較して、いずれか少ない方の額を加算して得た額とする。
- 3 基準額は、実施日数（45日を超える場合にあっては、45日）に20,000円を乗じて得た額とする。
- 4 活動実績による加算額は、1の年度における補助対象事業の実施日数に次の表の左欄に掲げる当該年度の前年度に当該団体が補助対象事業を実施する小学校区と同一の小学校区で実施した補助対象事業に参加した1日平均の児童数の区分に応じ同表の右欄に定める額を乗じて得た額とする。

1日平均の児童数の区分	乗じる額
40人以上49人以下	1,000円
50人以上59人以下	2,000
60人以上69人以下	3,000
70人以上	4,000

- 5 障害のある児童の活動を支援するために配置するサポーターに係る加算額は、サポーター（児童の活動の支援を担当する者をいう。以下同じ。）が2人以上従事した日につき、従事した当該サポーターの人数から1を減じて得た数に1,000円を乗じて得た額を限度として、サポーターの配置に要した経費の額に相当する額とする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 枚方子どもいきいき広場事業補助金交付要綱（平成24年枚方市要綱第39号）は、廃止する。

附 則 [平成30年10月18日枚方市要綱第71号]

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方子どもいきいき広場事業補助金交付要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。